

品質管理基準規則の制定，検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
加工施設保安規定の変更について

令和2年7月6日

日本原子力研究開発機構

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、**原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)**が制定されたことから、加工施設の**品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。**
 - ② 原子力事業者等に対する**検査制度の見直し**に伴い、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の**施設の管理(施設管理)**に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
 - ③ その他核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

2. その他, 保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 加工規則第8条の4第2項に基づいた核燃料取扱主任者の選任要件を追加する。
- ② 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において, ALARA(すべての被ばくは社会的, 経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動を行うことを追加する。
- ③ 原子力災害対策特別措置法に基づいて作成した原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的に実施することを追加する。
- ④ 非常事態又は非常事態に発展するおそれが確認された場合に講じる必要な応急措置について, 避難指示を含めた対応であることを明確にする。
- ⑤ その他, 記載の適正化を図る。

➤ 加工規則第8条(保安規定)の改正前後表を示す(下線部:改正箇所)。

改正前	改正後
<p>(保安規定) 第八条 法第二十二條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p><u>二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>三 加工施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</u></p> <p>四 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>六 加工施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関すること。</p> <p>ハ その他加工施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(保安規定) 第八条 法第二十二條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>二 品質マネジメントシステム</u>に関すること（<u>品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）</u>の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p> <p>三 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 加工施設の<u>操作及び管理を行う者</u>に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関すること。</p> <p>ハ その他加工施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>

保安規定に係る加工規則の改正 (2/3)

改正前	改正後
<p><u>七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。</u></p> <p><u>八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u> (新規)</p> <p>九 線量, 線量当量, 放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p> <p><u>十一 加工施設の巡視, 点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。</u></p> <p><u>十二 加工施設の施設定期自主検査に関すること。</u></p> <p><u>十三 核燃料物質の受渡し, 運搬, 貯蔵その他の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>十四 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</u></p> <p><u>十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p><u>十六 初期消火活動のための体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>十七 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>十八 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</u> (新規)</p> <p><u>十九 加工施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>二十 加工施設の定期的な評価に関すること。</u></p>	<p><u>六 加工施設の操作に関することであつて, 次に掲げるもの</u> <u>イ 加工施設の操作を行う体制の整備に関すること。</u> <u>ロ 加工施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項</u> <u>ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十三号に掲げるものを除く。)</u> <u>ニ 加工施設の操作の安全審査に関すること。</u></p> <p><u>七 管理区域, 保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u></p> <p><u>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</u></p> <p>九 線量, 線量当量, 放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>十一 核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p><u>十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p><u>十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u> (削る) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>十四 設計想定事象, 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。</u></p> <p><u>十五 加工施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</u> (削る)</p>

改正前	改正後
<p><u>(新規)</u></p> <p><u>二十一</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。</p> <p><u>二十二</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十三</u> その他加工施設に係る保安に関し必要な事項</p> <p>2 法第二十二条の八第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二十二条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一～<u>二十五</u> (略)</p> <p>3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p>4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p><u>十六</u> 加工施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p> <p><u>十七</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。</p> <p><u>十八</u> 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>十九</u> その他加工施設に係る保安に関し必要な事項</p> <p>2 法第二十二条の八第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二十二条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一～<u>二十三</u> (略)</p> <p>3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p>4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>

➤ 保安規定の主な変更概要を示す。

第1章 総則

- ・関係法令及び規定の遵守に関する活動並びに安全文化の醸成に関する活動を削る(品質マネジメント活動の中で展開)

第2章 保安管理体制

- ・核燃料取扱主任者の選任要件の追加
- ・検査制度の見直しに伴い、核燃料取扱主任者の職務の見直し
- ・事業者検査を行う独立検査委員会を追加

第3章 品質マネジメントシステム

- ・品質管理基準規則の内容を反映
《機構共通の対応であり、資料-2, 3参照》

第4章 加工施設の操作

第5章 核燃料物質等の管理

第6章 放射性廃棄物の管理

- ・ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

第7章 放射線管理

- ・ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

第8章 保守管理

- ・原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドの内容を反映
《機構共通の対応であり、資料-2, 3参照》

第9章 自衛消防活動

- ・「初期消火活動」を「自衛消防活動」に変更

第10章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動

- ・重大事故等又は大規模損壊が発生した場合における保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を追加

第11章 非常の場合に講ずべき処置

- ・避難指示の明確化

第12章 保安教育訓練

- ・原子力防災訓練の定期的な実施を追加

第13章 記録及び報告

- ◆ 加工規則の改正に伴い、加工施設の定期的な評価に関する事項を削る。
- ◆ 加工施設の施設管理における経年劣化に係る技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に関する事項については、廃止措置段階に適用されない事項である。現在、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8第2項に基づく廃止措置計画認可申請を行い、審査が進められている状況下において、廃止措置段階へ移行することは自明である。このことから、本保安規定の変更認可が得られ次第、速やかに廃止措置段階の保安活動へ移行するため、今回の変更範囲に含めない整理とした。

第1章 総則

1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に加工施設の施設管理に関する方針，施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する(第1条の2)。

2) 関係法令及び規定の遵守に関する活動並びに安全文化の醸成に関する活動を削る

品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため，関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の醸成に関する活動を規定していた条文を削る。

第2章 保安管理体制

1) 核燃料取扱主任者の選任要件の追加

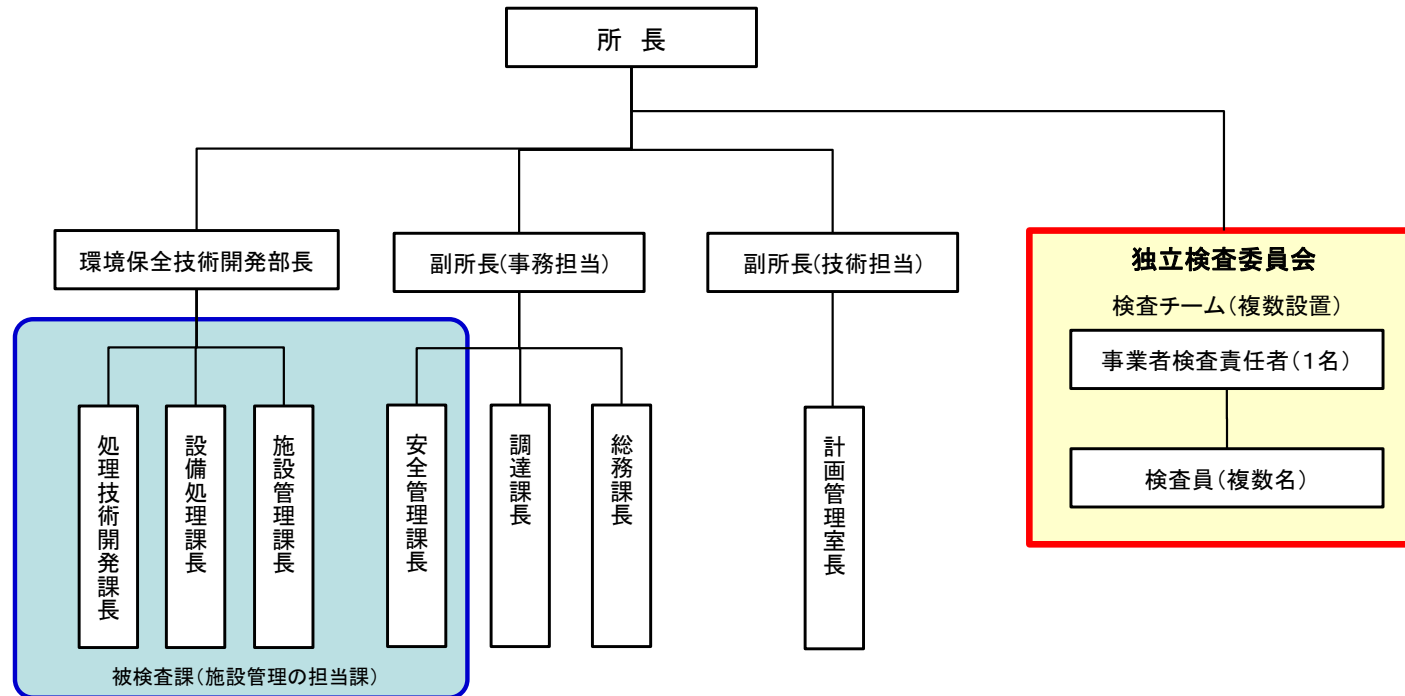
加工規則第8条の4第2項に基づき、核燃料物質の取扱いの業務に関し3年以上の実務の経験を有する者から核燃料取扱主任者を選任することを追加する(第7条)。

2) 核燃料取扱主任者の職務の見直し

検査制度の見直しに伴い、保安検査がフリーアクセスを基本とした原子力規制検査に変更されたため、法定検査に立ち会うことを規定していた事項を削るなどの見直しを行う(第8条)。

3) 事業者検査を行う独立検査委員会の追加

検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う組織として、新たに独立検査委員会を設置し、検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保としても明確にする(第12条及び第12条の2)。



人形峠環境技術センターにおける独立検査体制(独立検査委員会)

- 検査チームは、検査の独立性を確保するため、検査対象となる設備・機器を所掌していない者又は検査対象の施設管理に係る保全活動に関与しない者を選定し、編成する。

第6章 放射性廃棄物の管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加する(第44条及び第46条)。

第7章 放射線管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑える作業手順として実施することを追加する(第61条)。

第9章 自衛消防活動

1) 「初期消火活動」を「自衛消防活動」に変更

加工規則の改正に伴い、従前の初期消火活動の名称を変更して規則第7条の4の3に定められた事項のうち、火災に関する活動として展開する(第75条)。

第10章 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動

1) 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合における保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を追加

加工規則の改正に伴い、規則第7条の4の3に定められた事項のうち、重大事故等又は大規模損壊に関する活動を追加する(第75条の2)。

第11章 非常の場合に講ずべき処置

1) 避難指示の明確化

非常事態又は非常事態に発展するおそれの確認された場合に講じる必要な応急措置に避難指示も含むことを明確にする(第79条)。

第12章 保安教育訓練

1) 原子力防災訓練の定期的な実施を追加

原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的実施することを追加する(第84条)。